

議案第52号 大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

それでは、議案第52号「大津市営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について」を説明します。

今回の条例改正は、市営住宅における配偶者からの暴力被害者の単身入居資格等の整備と音羽台団地、石山団地の一部、高橋川第一団地、高橋川第二団地の計4団地を用途廃止することに伴い条例改正を行うものです。

3ページをお願いいたします。

まず、1点目の配偶者からの暴力被害者の単身入居資格等の整備につきましては、国土交通省の通知に基づき、配偶者からの暴力被害者の市営住宅への入居について、単身入居可能な者として、配偶者からの暴力を受けている旨の証明を受けている者と配偶者からの暴力を理由に避難している旨の確認を受けている者も可能とするものです。

また、現行条例では、入居資格として、市内に住所または勤務場所を有する必要がありましたが、配偶者からの暴力被害者の多くが、住民票を移さないままであることから、実情に合わせ、配偶者からの暴力被害者に関しては居住地要件をなくすものです。

さらに、令和6年4月1日付けで「配偶者暴力防止等法」の一部改正を、また、「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」が新たに施行されることに伴い、引用している条項と施設名称について、規定の整備を行うものです。

4ページをお願いいたします。

今回の改正により、配偶者からの暴力被害者は、収入月額や住宅困窮理由等他の入居資格を満たす必要はあるものの、居住地要件なく単身入居が可能となり、ひとり親世帯等も申込が可能となります。

今後も、配偶者からの暴力被害者の居住の安定を図り、その自立を支援していきたいと考えます。

次に、4団地の用途廃止についての概要は、5ページから6ページに記載のとおりですが、各団地とも耐用年限が経過し、入居者の住み替えも完了したことから、平成29年3月に策定しました「大津市住宅マネジメント計画」に基づき、石山団地については一部を、その他の団地については全戸用途廃止するものです。

今後のスケジュールですが、2月通常会議におきまして用途廃止の議案を上程し、用途廃止の議決を得られましたら、大津市公有財産有効活用基本方針に基づき、令和6年度から順次庁内での利活用の調査・検討を行い、庁内において利活用がある場合は、利活用する部局に所管替えを行います。ま

た、庁内での有効活用がない場合は、原則、売却処分とし、売却が困難な場合は、普通財産による貸付、または、行政財産による貸付を行っていくこととなります。

7ページ目以降は、改正条文の新旧対照表です。

なお、11ページまでは、公布日施行ですが、12ページにつきましては、引用法令等が令和6年4月1日施行であるため、本条例も4月1日施行とするものです。

以上、簡単ですが説明といたします。よろしくお願いいたします。